

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社淀川製鋼所
福井ヨドコウ株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

2021年4月1日

(分割会社)

株式会社淀川製鋼所

代表取締役社長 二田 哲

(承継会社)

福井ヨドコウ株式会社

代表取締役社長 中野 要一郎

株式会社淀川製鋼所（以下「分割会社」といいます）及び福井ヨドコウ株式会社（以下「承継会社」といいます）は、2020年11月1日付で締結しました吸収分割契約書に基づき吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を実施しました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、次の通りであります。

1. 本分割の効力を生じた日

2021年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

分割会社は、本吸収分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定による手続の経過

分割会社は、本吸収分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

なお、分割会社は本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第789条の規定による手続の経過

承継会社は分割会社から本吸収分割において負債を承継していないため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第796条の2の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第797条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条の規定に基づき、本分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2021年2月10日に官報にて公告を行い、かつ知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2021年4月1日をもって、分割会社の建材・エクステリア事業の一部及び福井事業所における太陽光発電事業に係る資産、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。これにより承継した資産は約4,774百万円であり、負債は承継しておりません。

5. 本分割に係る変更の登記をした日

本件分割に係る変更登記は、いずれも2021年4月1日以降速やかに申請する予定です。

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上